

【経緯】

水力発電所におけるデータの改ざん、無許可工事の事例が発覚したのを契機として、平成18年11月21日に国土交通省および経済産業省原子力安全・保安院から各電力会社に水力発電設備を点検調査し報告するよう指示があった。
当社は、社内に「発電設備点検指示に係る調査・対策委員会」を立ち上げ、水力発電設備について点検調査し、12月14、20日にその結果を報告した。
この報告を受け、12月21日には、両省からデータ改ざん、無届工事等に関する原因分析および再発防止対策に関する報告徴収指示があり、当社は、原因分析結果および再発防止対策について取りまとめ、本日報告したものである。

【検討体制】

【発電設備点検指示に係る調査・対策委員会】（平成18年11月30日設置）
委員長：斎藤（恒）副社長（火力・原子力本部長）
副委員長：大山副社長（電力流通本部長）
委員：佐々木常務、小林常務、前川常務、考査室長、原子力考査室長、企画部長、広報・地域交流部長、総務部長、用地部長、
発電設備関係部長（原子力、火力、電力システム、土木建築、環境）
※ 原因の分析、再発防止対策の立案にあたっては、調査、点検における客観性・透明性ならびに再発防止対策の有効性を高めるため、専門知識を有した第三者（外部アドバイザー）からの評価・アドバイスを受け、取りまとめを実施。

【データの改ざん】

ダム等に係る定期報告データの書換えについて次のとおり確認した。
○揚圧力、漏水量：水ヶ瀬ダム
○堆砂量：水ヶ瀬ダム、八久和ダム、上郷ダム、外山ダム

これまで、次のとおり対応を実施してきている。
・平成18年12月14日 国土交通省東北地方整備局、原子力安全・保安院へ報告
・平成18年12月15、16日 水ヶ瀬ダムへの立入検査（東北地方整備局、関東東北産業保安監督部東北支部）
・平成18年12月26日 再発防止対策を東北地方整備局へ報告
・平成19年 1月24日 再発防止対策を原子力安全・保安院へ報告

【法令手続きの不備】

水力発電所（210箇所）の設備における河川法・電気事業法に関する手続き不備について次のとおり確認した。
1. 河川法に関する無許可改築工事等：154発電所で505件を確認
・一級河川（対象142発電所のうち110発電所で362件）
・二級河川（対象68発電所のうち44発電所で143件）
・二級河川については、一級河川と同様の調査を実施し、各県に報告
・無許可改築等の内容は、えん堤の形状変更、護岸・ゲート巻上機・水位計の設置など
2. 電気事業法に関する無届工事：13発電所で16件を確認（12月20日報告に5発電所6件追加）
・無届工事の内容は、ダムの形状変更、非常用予備電源装置の設置・取替
※ 1と2の内容には、同一発電所・工事が含まれているため、全体では155発電所508件の工事で不備があったこととなる（1と2の単純合計とは一致しない）。
これまで、次のとおり対応を実施してきている。
・平成18年12月20日 国土交通省東北・北陸・関東の各地方整備局、原子力安全・保安院へ報告
・平成19年1月10、12、17日 福島、青森・岩手・秋田・山形、新潟の各県へ報告
・平成19年1月24日 再発防止対策を国土交通省東北・北陸・関東の各地方整備局、原子力安全・保安院等へ報告

設備の安全性を確認

【原因の分析】

【データの書換え】

（平成18年12月26日にお知らせ済み）
1. 明確なルールの不備
測定できない場合や異常値を測定した場合、その結果を報告・調査・評価する社内ルールを明確にしていなかった。また、委託仕様書にデータ補正をした際の取り扱いが明記されておらず、委託先任せとなっていた。
2. 現場実態把握が不十分
本店主管部・支店が現場実態を十分に把握していなかったことから、第一線事業所で生じている問題を把握することが出来なかった。
3. 測定データの取り扱いに関する認識不足
データ測定の目的に対する理解が不十分であったことから、その取り扱いに関する認識が不足していた。
4. 法令遵守の意識浸透が不十分
関係法令にて報告義務が規定されているにもかかわらず、正確な報告がなされていなかったことは、法令遵守に対する意識が希薄であった。

【法令手続きの不備】

1. 関係法令手続き業務の明確なルールの不備
第一線事業所が法令手続きの要否を的確に判断できる業務フロー、また工事計画段階において監督官庁へ法令手続き等の要否の確認をするなどのルールを明確にしていなかった。
2. 関係法令に対する認識不足
取水ダム堤体の強度・安定に大きな影響を与えないコンクリートの打替え・打増しの工事は、法令手続きが必要ないものと判断するなど、河川法や電気事業法を誤って認識しており、法令を理解・習得する仕組みが不十分であった。
3. チェック体制が不十分
法令手続きの要否判断が改修工事を担当する第一線事業所へ任されており、本店主管部や支店から法令手続きに関する的確な指導が十分行われていなかった。また法令手続き業務が確実に実行されているか確認する体制となっていなかった。
4. 法令遵守の意識の浸透が不十分
上記で抽出した発生原因の根底には、法令遵守に対する意識の問題があると考えられる。当社は、平成10年度以降「東北電力企業行動指針」を行動規範として、社員一人ひとりが法令を遵守しながら、誠実かつ公正で透明性のある各種の事業活動を行っている。しかしながら、土木建築部門の社員により河川法の申請や電気事業法の届出を行わず改修工事を実施したことは、法令遵守の意識の浸透が不十分であった。

【再発防止対策】

【データの書換え】（平成18年12月26日にお知らせ済み）
1. ダムに関するデータ測定業務のルールの明確化
○データ測定マニュアルの整備
○堆砂量測定業務委託仕様書の明確化
○定期報告データの評価体制の充実
2. 十分な現場実態の把握
○土木建築部と第一線事業所との対話の充実
○内部品質監査でのデータ測定業務のチェック
○データ測定業務に関する社内相互診断制度の導入
3. ダム管理測定データの取り扱いに関する意識の改革
○社員研修の充実
○ダム管理測定業務に関する現場研修の実施

【法令手続き不備】
1. 法令手続き業務のルールの明確化
○マニュアルの整備
2. 関係法令に対する理解浸透
○社員研修の充実
○職場における関係法令の理解浸透
3. チェック体制の整備
○要否判断と手続き漏れ防止のためのチェック
○部門内部監査で法令手続き業務のチェック
○本店主管部の現場業務実態の把握
4. 法令遵守の徹底
○上記1～3の着実な実施
5. 再発防止対策のフォロー
○マニュアル、チェック体制の実効性の検証